国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国税審判官等の定数） **第二条**　国税審判官及び国税副審判官の定数は、次のとおりとする。 一　［略］ 二　国税副審判官　八十八人 （国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十六人以内を置く。 ２　［略］	（国税審判官等の定数） **第二条**　国税審判官及び国税副審判官の定数は、次のとおりとする。 一　［同上］ 二　国税副審判官　八十七人 （国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十七人以内を置く。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官） **第五条**　地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ２　［略］ ３　業務調整室に、室長及び業務調整官十九人以内（うち十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［４・５　略］ ６　人事調整官は、命を受けて、財務局の職員の人事に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。 （政策調整室、安全保障政策室及びデータ分析調整室並びに総務調整官、総括調査統計官及び研究分析官） **第六条**　総合政策課に、政策調整室、安全保障政策室及びデータ分析調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。 ２　政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務（安全保障政策室及びデータ分析調整室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　内外財政経済に関する調査及び研究に関すること。 ［五～七　略］	（業務調整室及び地方連携推進官） **第五条**　地方課に、業務調整室及び地方連携推進官一人を置く。 ２　［同上］ ３　業務調整室に、室長及び業務調整官十八人以内（うち十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［４・５　同上］ ［項を加える。］ （政策調整室及び安全保障政策室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官） **第六条**　総合政策課に、政策調整室及び安全保障政策室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官六人以内及び研究分析官一人を置く。 ２　政策調整室は、次に掲げる事務のうち特に重要な個別事項についての調整に関する事務（安全保障政策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。 ［五～七　同上］